

iGRID
SOLUTIONS

使用前自己確認について

2026.1 update

株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ

社名	株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ (英文) i GRID SOLUTIONS Inc.
代表取締役社長	秋田 智一
本社所在地	東京都港区虎ノ門二丁目4番7号
資本金	4,996百万円 ※資本剰余金含む(2025年6月末現在)
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 分散型エネルギー資源等を統合活用可能なプラットフォームの開発・運営 ➢ オンサイトソーラー発電所 の開発・運営及びそれらの支援・コンサルティングサービス ➢ 蓄電池やEV関連サービスを含む、GX(グリーントランスマーチャンティン)促進に係る各種サービス提供 ➢ 再生可能エネルギー資源の効率的な使用/循環を目的としたエナジートレーディングサービス
従業員数	131名(2025年6月末現在)
設立	2004年2月
事業所	中部支社、関西支社、九州支社
主要株主	伊藤忠商事株式会社 関西電力株式会社 東急不動産株式会社 金融機関(大手リース会社等) THE FUND投資事業有限責任組合



取締役

代表取締役社長
秋田 智一取締役会長
本多 聰介取締役執行役員
加田木 太朗取締役執行役員
川野 裕介

所属機関

経済産業省 小売電気事業者 登録番号A0060
 経済産業省 特定卸供給事業者 登録番号 83
 日本卸電力取引所(JEPX)取引会員
 日本気候リーダーズ・パートナーシップ(JCLP※) 正会員
 気候変動イニシアティブ(JCI) 参加
 GXリーグ 加盟

※日本気候リーダーズ・パートナーシップ(JCLP)とは「脱炭素社会」への移行をビジネス視点でとらえ、個別企業の枠を超えた活動活動する目的で2009年に設立された日本独自の企業グループ。



オンサイトPPA実績

全国46都府県で分散型発電所を保有／オンサイトPPA国内実績No.1(※)



サービスを導入いただいたお客様



SANKYU



CAINZ



AEON TOWN



KASUMI



Joshin

youme



いちやまマート

MARUHA NICHIRO



Tokyu Store



吉田海運グループ
YOSHIDA KAIUN GROUP



ヨクベニマル

ランドローム

BURTLE WORKWEAR

NISSUI LOGISTICS

DELiCiA
デリシア

Axial
RETAILING

LOGISTEED

ETP 愛媛トヨペット
GROUP

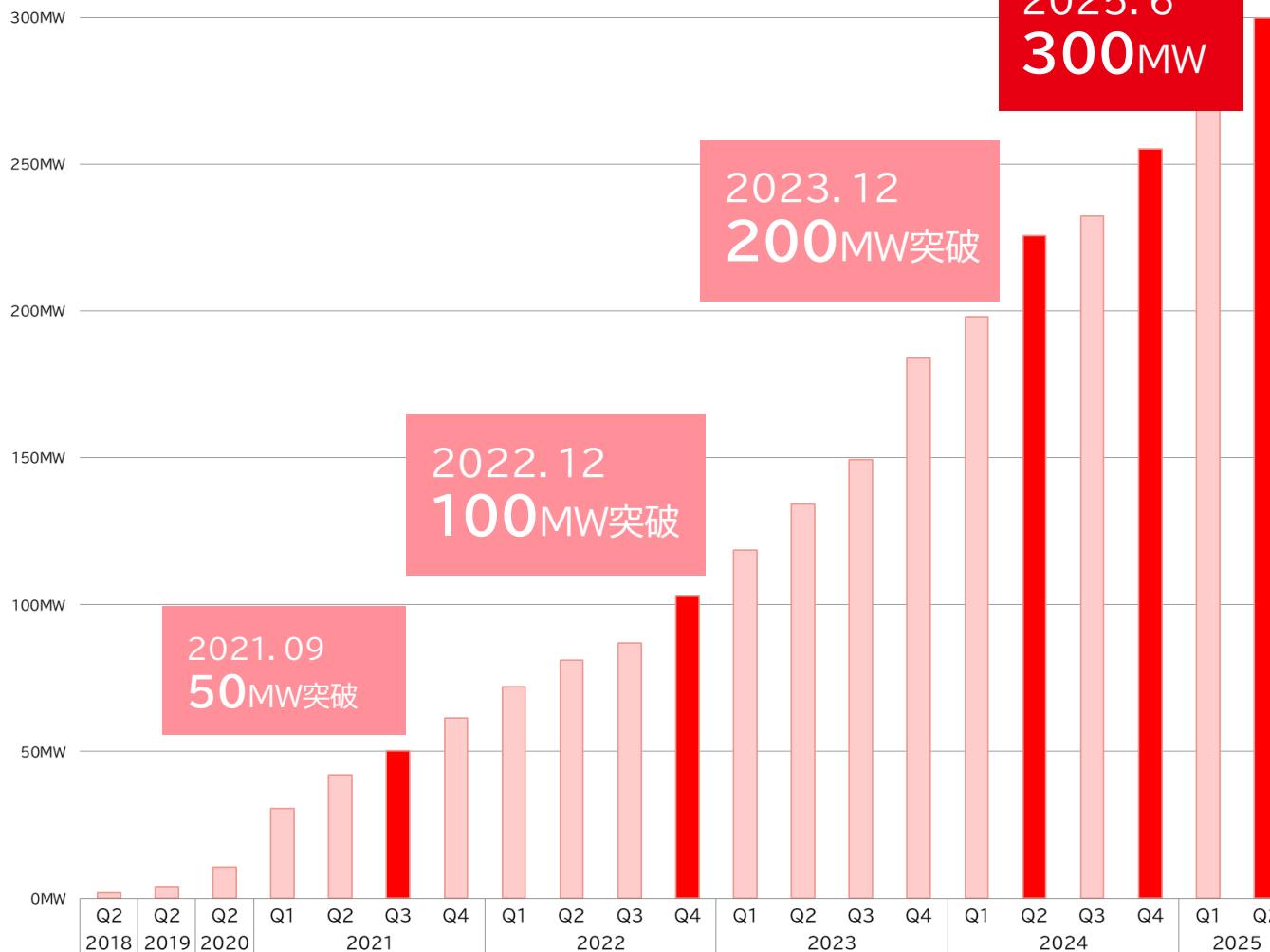
AlpenGroup
スポーツをもっと身近に



許可を頂戴した一部のお客さまのロゴを掲載させていただいております(順不同)

オンサイトPPA 発電容量(累計)

<PPA稼働施設の累計発電所容量推移>



46都府県に分散型発電所を保有

1営業日ごとに 1.5発電所を稼働する
ペースで拡大

稼働施設の発電容量 **200MW**
設置面積(概算) **2,001,160 m²**
東京ドーム換算 約**43**個分 ※2024年4月時点

CO₂削減効果 **94,765t-co₂/kWh**
→約**3.7**万世帯分の年間電力使用から排出される
CO₂量に相当。

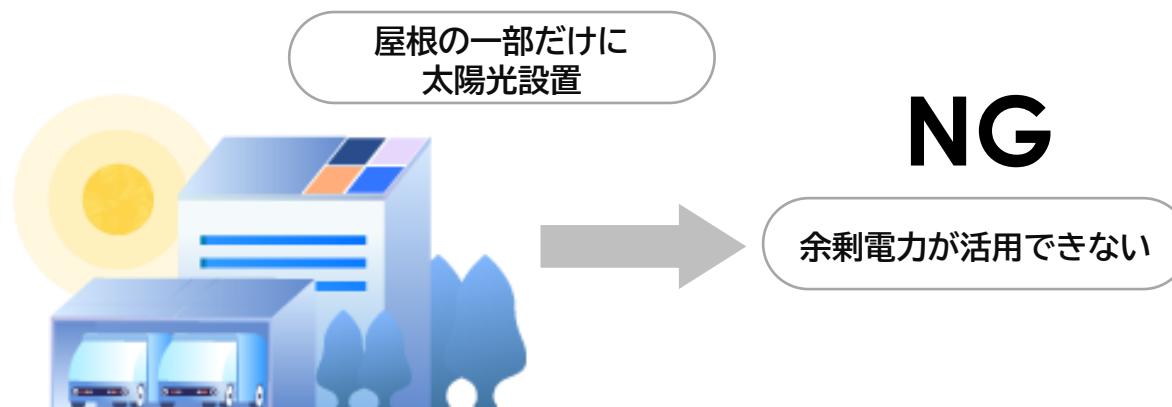
(令和4年度 CO₂排出実態統計調査より算出)

余剰電力循環スキーム

GXソリューション事業、エナジートレーディング事業、プラットフォームの3つを活用し、消費しきれない余剰電力を余すことなく循環させ、再エネ自給率最大化させることができるのが、余剰電力循環スキームです

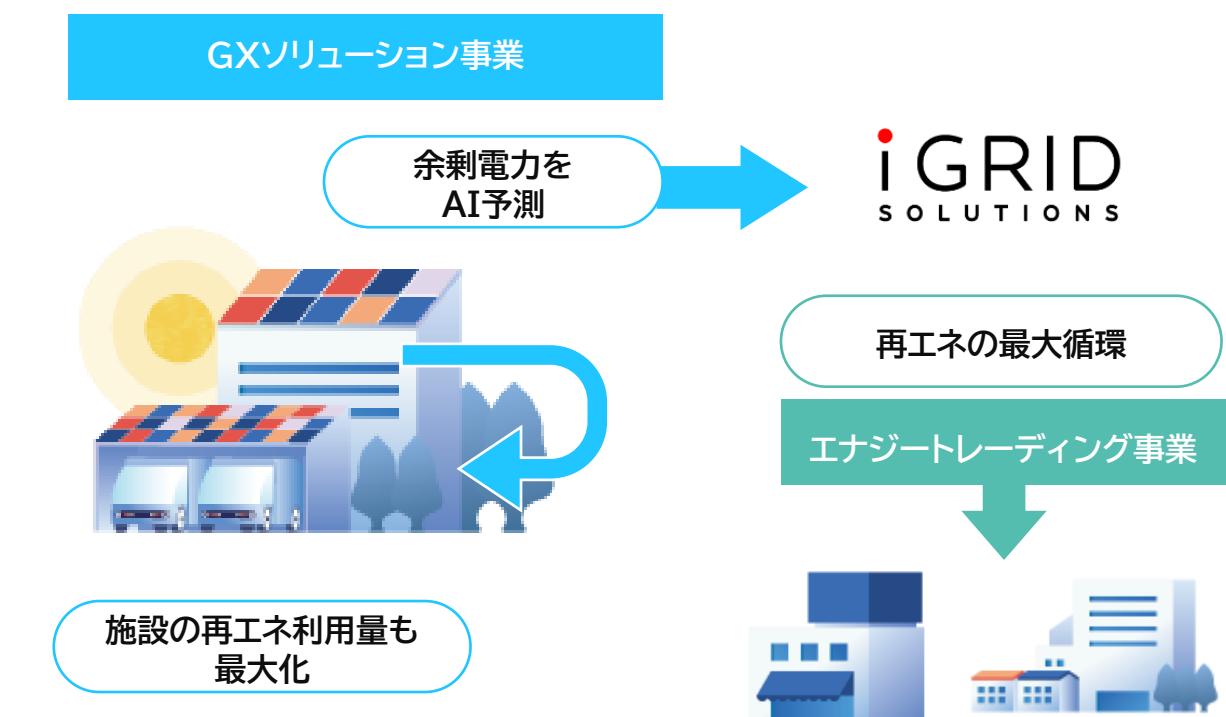
一般的なスキーム

一般的なスキームでは、コントロールが難しい余剰電力を出さないように太陽光を設置。本来の発電ポテンシャルを活かせず、再エネが循環していません。



余剰電力循環スキーム

施設で使いきれない余剰電力量をAI予測し、アイ・グリッドが電源として活用。他需要家へ電力供給します。これにより、屋根ポテンシャルを無駄にしないソーラー設置と再エネの最大循環の双方が可能になります。



R.E.A.L. New Energy Platform® 主な3つの機能

1画面でリアルタイムに再エネ自給状況を可視化

気象データ／電力需要予測／太陽光発電量／蓄電池やEVの充放電／CO2削減量など



様々な電力設備を統合的に最適管理

蓄電池／EV／その他の電力設備など



消費しきれず余った再エネは他施設へ 他拠点／グループ会社／地域住民など



使用前自己確認に関する課題提起および要望

1. 「届出」ではなく「受理」が要件となっている点

現状：使用前自己確認の書類が保安監督部に「受理」されないと連系できない運用となっています。

課題：行政手続法第37条の「届出」とは異なる解釈で運用されており、主任技術者や保安監督部が「受理」を要件としているため、稼働までの遅延が常態化しております。

要望：電気主任技術者や保安監督部に対して、改めて「受理」ではなく「届出」であることが、連系稼働の要件であることを周知徹底していただきたい。

2.届出方法の改善

現状：発電所が完成しても、郵送による手続きが主流で、発電開始までに2週間以上かかるケースがほとんどです。届出であるにもかかわらず、許可申請と同様、保安監督部の審査を経なければ運転開始ができない状況でございます。

要望：写真等で使用前自己確認が確実に行われていることを確認、書類上の軽微な誤りであれば届出としての要件を満たすこととしていただきたい。下記のような運用に変更可能かご検討いただきたい。

- ①明確に不備不足、使用前自己確認の実施が一見で確認できない場合→即日是正依頼、連系不可
- ②上述以外→届出として受付、発電所設置者は発電を可能とする
- ③監督部で内容の精査
 - A. 誤字等軽微修正事項を発見⇒訂正指示（届出は訂正前から有効）
 - B. 重大な不備を発見⇒運転停止指示（届出は無効となり、運転は停止、再度届出しなければならない）
 - C. 問題なし⇒終了